参考資料２

国基本指針と熊本県計画の概要
【第８期障がい・第９期障がい児福祉計画／令和９年度～令和１１年度】

令和８年（２０２６年）１１月１３日

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局障がい者支援課

ページ

1 障害福祉計画・障害児福祉計画 3～6

2 障害福祉計画に定める事項 7

3 障害児福祉計画に定める事項 8

4 市町村計画と都道府県計画の関係性 9

5 次期計画における国の基本指針 位置付け 10

6 次期計画における国の基本指針 概要 11～36

障害福祉計画・障害児福祉計画について

1 障害福祉計画・障害児福祉計画

○**障害福祉計画**（障害者総合支援法第88条第1項）

市町村は、**基本指針に即して、**障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（中略）を定めるものとする。

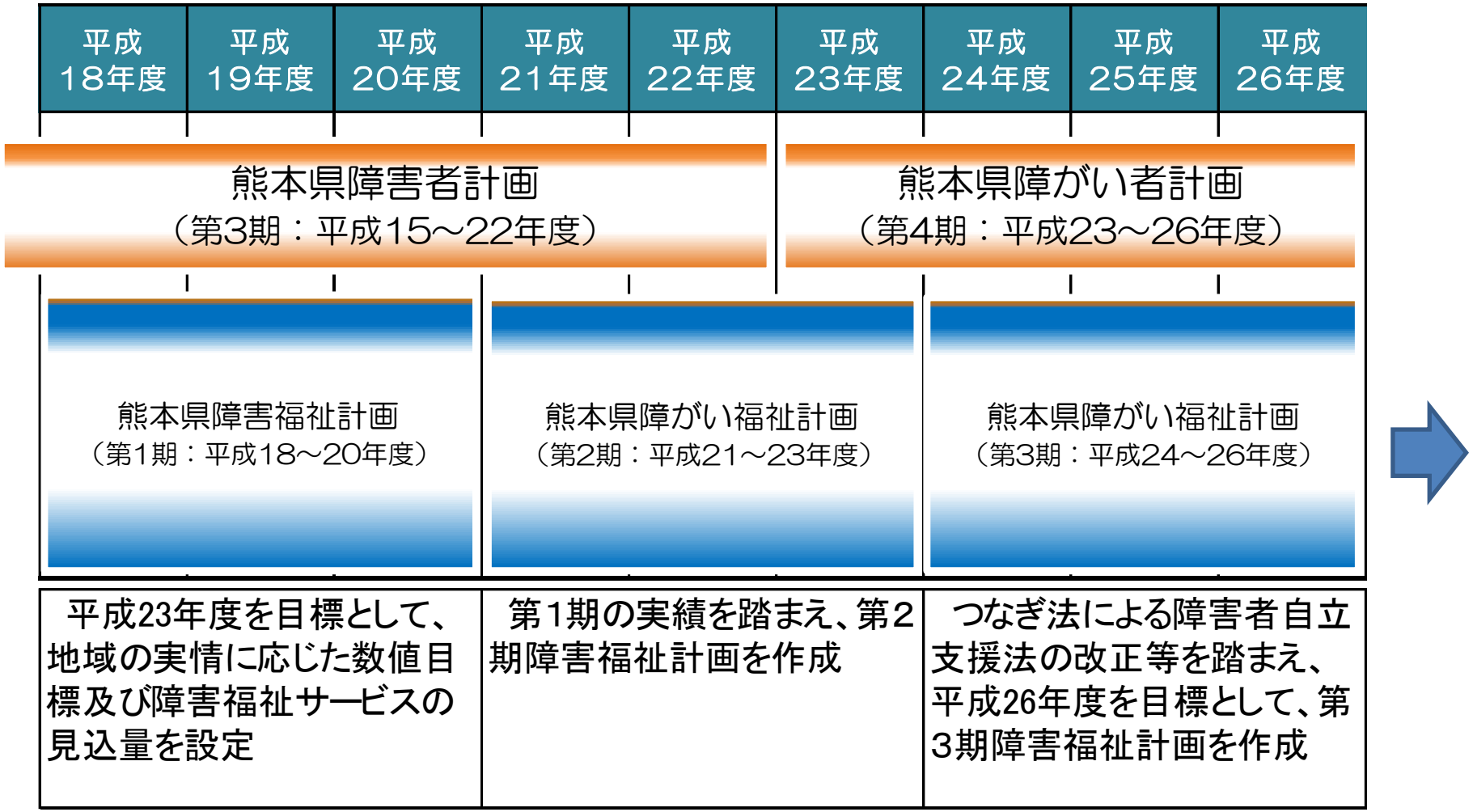
○**障害児福祉計画**　（児童福祉法第33条の20）

市町村は、**基本指針に即して、**障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

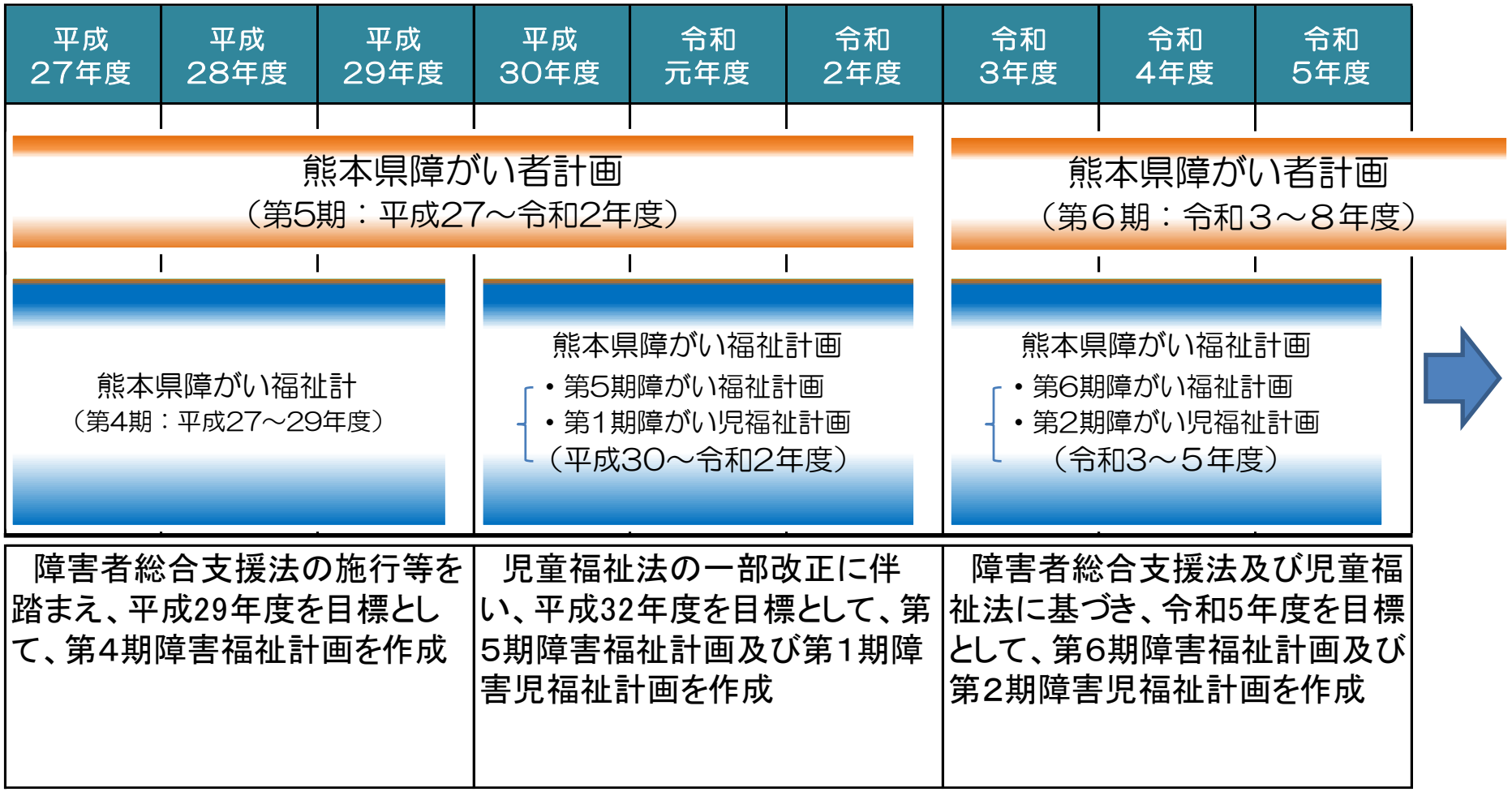
都道府県は、**基本指針に即して、**市町村が定める上記計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、都道府県の計画を策定。

３年を１期として、計画を策定。Ｒ８年度は、前の計画の最終年度のため、**Ｒ８年度中**に「第８期障害福祉計画」及び「第４期障害児福祉計画」（Ｒ６～８年度）を策定する必要がある。

障害福祉計画・障害児福祉計画について



障害福祉計画・障害児福祉計画について



障害福祉計画・障害児福祉計画について



※「障害福祉・障害児福祉計画」は、Ｒ８年度策定予定の「第７期障がい者計画（くまもと障がい者プラン）」のうち、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画としての位置づけ。

2 障害福祉計画に定める事項

○都道府県障害福祉計画に定める事項

＜必須事項＞（障害者総合支援法第89条第2項）

①市町村必須事項①と同じ事項
②**区域ごとの**、各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の**種類ごとの必要な量の見込み**
③各年度の**指定障害者支援施設の必要入所定員総数**
④市町村必須事項③と同じ事項

＜努力事項＞（障害者総合支援法第89条第3項）

①市町村努力事項①の、**区域ごとの見込量の確保のための方策**（※計画相談支援を除く）
②上記必須事項②の各種支援に関する、**区域ごとの従事者の確保、資質の向上のために講ずる措置に関する事項**
③指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの**質の向上のために講ずる措置に関する事項**
④市町村努力事項②と同じ事項（※計画相談支援を除く）

※具体的な事項については、基本指針の別表などに記載

3 障害児福祉計画に定める事項

○都道府県障害児福祉計画に定める事項

＜必須事項＞（児童福祉法第33条の22第2項）

①障害児通所支援等の**提供体制の確保に係る目標に関する事項**
②**区域ごとの**、各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の**種類ごとの必要な見込量**
③各年度の**指定障害児入所施設等の必要入所定員総数**

＜努力事項＞（児童福祉法第33条の22第3項）

①市町村努力事項①の、**区域ごとの見込量の確保のための方策**（※障害児相談支援を除く）
②上記必須事項②の各種支援に関する、**区域ごとの従事者の確保、資質の向上のために講ずる措置に関する事項**
③指定障害児入所施設の障害児入所支援の**質の向上のために講ずる措置に関する事項**
④市町村努力事項②と同じ事項（※障害児相談支援を除く）

※具体的な事項については、基本指針の別表などに記載

4 市町村計画と都道府県計画の関係性

都道府県は、市町村計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から計画を作成。
→計画に定める事項も、都道府県と市町村でほぼ同じ事項

市町村計画における数値を区域ごとに集計したものが、都道府県計画等における見込みの数値と整合性がとれるよう、市町村と都道府県は調整を行う必要がある。

市町村	連携	県
各年度、種類ごとのサービス量の見込み	→ 整合性を図る	各市町村のサービス量の見込みの積上げ ※圏域ごと、県全体のサービス量の見込み

5 次期計画における国の基本指針 位置付け

○厚生労働大臣が定める基本指針

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成１８年厚生労働省告示第３９５号）

令和9年4月1日改正

・障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する告示
（令和８年こども家庭庁・厚生労働省・告示第４号）

・障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正について（通知）
（令和８年３月３１日付け障企発0331第2号・こ支障発第87号）

6 次期計画における国の基本指針 概要

1 計画の基本理念

国基本指針

市町村・都道府県は、障害者総合支援法・児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な計画等を作成することが必要。

1. **障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援**
2. **市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等**
3. **入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備**
4. **地域共生社会の実現に向けた取組**
5. **障害児の健やかな育成のための発達支援**
6. **障害者の社会参加を支える取組・定着**

２ 成果目標及び活動指標

国基本指針

１　福祉施設の入所者の地域生活への移行

２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

３　福祉施設から一般就労への移行等

４　障がい児支援の提供体制の整備等

５　地域生活支援の充実

６　相談支援体制の充実・強化等

７　障がい福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

８　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

９　発達障がい者等に対する支援

１０　高次脳機能障がい者に対する支援

○成果目標と活動指標（見込量）との関係

成果目標

地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、**令和１１年度を目標年度とする障害福祉計画等において、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標。**



活動指標

成果目標を達成するために必要な**障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込み量等（基本指針　別表参照）。**

１　福祉施設の入所者の地域生活への移行

国基本指針

○第７期目標：①Ｒ４年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行
②Ｒ４年度末時点の施設入所者から５%以上削減

○現状：①Ｒ５年度末時点で4.6%であり、目標値6%を下回る見込み。
②直近３か年（令和３年度～令和５年度）の施設入所者数の削減の状況を踏まえると、目標値5%を下回る見込み。

○次期目標設定に向けた検討

・地域移行等意向確認等に関する指針に基づき、入所者の意向や課題を的確に把握し、関係機関と連携して地域移行を推進する。
・施設の改築時には定員を見直し、グループホーム整備や居室の個室化を図る。
・新規入所は真に必要な者に限定し、施設には地域移行支援や専門的支援等の新たな機能への転換を求める。

成果目標

①　Ｒ７年度末時点の施設入所者の６%以上を地域生活へ移行
②　Ｒ７年度末時点の施設入所者数の５%以上を削減

２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国基本指針

○第７期目標
① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を325.3日以上とする
② Ｒ８年度末の精神病床における１年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の目標値を、国が提示する推式を用いて設定
③ 精神病床の早期退院率を入院後３ヶ月時点で68.9%以上、入院後６ヶ月時点で84.5%以上、入院後１年時点で91%以上とする

↓

○ 現状：令和4年12月の精神保健福祉法改正により、精神障害の有無や程度にかかわらず、地域の実情や本人の心身の状態に応じた包括的な支援（保健、医療、福祉、住まい、就労等）の確保が規定されました。これを踏まえ、基本指針において本システムの理念を明確化するとともに、その実現に向けた市町村の相談・援助体制の構築と、都道府県による広域的な体制整備が必要とされる。

↓

２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国基本指針

○次期目標設定に向けた検討
・第８期成果目標の項目を引き続き設定することに加えて④⑤を追加

成果目標

①　精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数を319.3日以上とする

②　Ｒ１１年度末の精神病床における１年以上の長期入院患者数（65歳以上、６５歳未満、７５歳以上、４０歳以上の認知症である者）の目標値を、国が提示する推式を用いて設定

③　精神病床への30日以上の再入院率
退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下とする

④　心のサポーター数
目標の設定に当たっては、令和十五年度末までに心のサポーター数が百万人となるよう、都道府県の将来人口を元に、目標を設定することを基本とする。

⑤　住民のこころの状態（Ｋ６）
地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備の状況を評価及び検討する。

３　福祉施設から一般就労への移行等

国基本指針

○第７期目標（Ｒ８年度まで）

一般就労移行者数	就労移行支援	就労継続支援Ａ型	就労継続支援Ｂ型	就労定着支援事業
R3年度実績の				
1.28倍以上	1.31倍以上	1.29倍以上	1.28倍以上	1.41倍以上

就労移行支援事業所	就労定着率	都道府県
就労移行支援事業の利用終了者に占める一般就労移行者の割合が５割以上の事業所が全体の５割以上	定着率7割以上の事業所が全体の２割５分以上	地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会等を設けて取組を進める

その他、「大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進」、「就労継続支援事業等における工賃向上計画や農福連携の取組」、「物品調達の推進」、「高齢障がい者に対する就労継続支援Ｂ型事業等による支援の実施等を進めることが望ましい旨」を記載する。

○現状

令和７年10月より、本人の自立に向けて一般就労に送り出すことを含め、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援が開始される。この就労選択支援の積極的な利用を促すため、就労選択支援を提供できるよう体制確保援及び地域との連携が重要である。

３　福祉施設から一般就労への移行等

国基本指針

○次期目標設定に向けた検討
関係機関と連携し、一般就労中のサービス一時利用や学生等の早期支援、重度障害者の就労支援を推進。また、農福連携や官公需の受注拡大を通じた就労継続支援の工賃向上を図るとともに、高齢障害者の多様なニーズに応じた他サービスへの移行等の支援体制を構築する必要がある。

成果目標　（R11年度まで）

一般就労移行者数	就労移行支援	就労継続支援Ａ型	就労継続支援Ｂ型	就労定着支援事業
Ｒ６年度実績の				
1.31倍以上	**1.14倍以上**	**1.52倍以上**	**1.67倍以上**	**1.47倍以上**

※就労定着事業については利用者数を1.47倍以上とする数値

就労定着率	就労選択支援	就労選択支援
定着率7割以上の事業所が全体の２割５分以上	**協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を一事業所以上設置**	**令和１１年度の就労選択支援を利用する障害者の数を８万２千人以上とする。**

４　障がい児支援の提供体制の整備等

国基本指針

○第７期目標（Ｒ８年度末まで）

①児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも１カ所以上設置し、全市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する

②各都道府県は難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築を推進する

③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも１カ所以上確保する

④各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する
各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置する

⑤各都道府県及び各指定都市において移行調整に係る協議の場を設置する

○現状：専門的な職員の不足や経営難によるセルフプランの地域間格差が課題。重度障害児の受入先不足
ニーズ把握の困難さなど、地域資源の偏在と支援の質確保が課題。

○次期目標設定に向けた検討

・地域支援体制の構築に係る成果目標について、４つの中核機能の確保を行うよう見直し

・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標を新設

・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標を新設

・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標を新設

４　障がい児支援の提供体制の整備等

国基本指針

成果目標（Ｒ１１年度末まで）

１　重層的な地域支援体制の構築及び障害児の地域社会への参加・包容（イ ンクルージョン）の推進
各市町村等において、児童発達支援センターの「4つの中核機能（発達・家族支援、事業所への指導・助言、インクルージョン推進、相談窓口）」を確保するとともに（児童発達支援センターに限らず）、保育・教育等の関係機関が連携する「協議の場」を設置し、インクルージョンを推進する体制を構築する。

２　難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築
各都道府県等において、児童発達支援センターや特別支援学校等を活用した「難聴児支援の中核的機能」を確保し、早期発見（新生児聴覚検査）から早期療育へと途切れずつなぐ連携体制を構築する。

３　主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保等
重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、各市町村（または圏域）において、対象者向けの児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を少なくとも1箇所以上確保する。

４　医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
各都道府県および各市町村等において、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携する「協議の場」を設置するとともに、医療的ケア児等の支援を総合調整する「コーディネーター」をそれぞれ配置する。

５　障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場
各都道府県および指定都市において、障害児入所施設に入所している児童が18歳以降に大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、移行調整を行うための「協議の場」を設置する。

６　障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保
各市町村等において、「のぞまないセルフプラン」の解消に向けた支援体制の構築を図りつつ、障害児相談支援を利用していない家庭も含めて、関係機関と連携しながら伴走的に支援する相談支援体制を確保する。

７　強度行動障害を有する障害児支援のための体制の整備
各都道府県および指定都市において、強度行動障害の状態にある児童の状況や支援ニーズを的確に把握し、地域の関係機関が連携して対応できる支援体制の整備を進める。

５　地域生活支援の充実

国基本指針

○第７期目標

① R8年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。

② R8年度末までに、強度行動障がいを有する者に関して、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

○現状

① 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」の課題に対応する地域生活支援拠点等について、令和４年の法改正により市町村での整備が努力義務化。これを受け、第7期計画期間中には全国の約9割（1,587市区町村）で拠点が整備される見込。

② 一方で、拠点機能の充実を図るために不可欠な「年1回以上の運用状況の検証」を実施した自治体は、第6期計画期間において整備済み市町村の約6割（769市町村）にとどまっており、今後は拠点の確保だけでなく、実質的な運用体制の検証・強化が課題。

５　地域生活支援の充実

国基本指針

○次期目標設定に向けた検討

　障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実を図るため、各地域で地域生活支援拠点等の整備をさらに進めることが必要。

　また、コーディネーターを配置して、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築するなどにより、その機能の強化を図ることが必要。さらに、地域のニーズを踏まえた必要な機能が備わっているか、PDCAサイクルを通じて改善を図っていくことが必要。

成果目標

①　各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。

②　強度行動障害の状態にある者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

６　相談支援体制の充実・強化等

国基本指針

○第７期目標

① R8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する（なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める）。

② 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための必要な協議会の体制を確保する。

○現状

令和6年の法施行により基幹相談支援センターの設置（努力義務）や自立支援協議会の機能強化が求められたが、センター設置率は約6割にとどまり、協議会の形骸化が指摘。また、相談支援専門員等は増加傾向にあるものの地域偏在が大きく、結果としてセルフプラン率についても（計画相談15.8%、障害児相談30.7%）、地域格差が生じている。

６　相談支援体制の充実・強化等

国基本指針

○次期目標設定に向けた検討
基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び（自立支援）協議会は、相互に連携しながら地域における生活支援体制を確保することが期待される。
また、（自立支援）協議会においては、地域の障がい者の個別事例等を通じて明らかになった地域課題の解決に向けて取り組むことが重要である。
セルフプランは、自治体が計画相談支援等の体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者をセルフプランに誘導するようなことは厳に慎むべきである。

成果目標

①　全ての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、（自立支援）協議会を設置・整備した上で連携した体制を整備。基幹相談支援センターが協議会の運営に関与する等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とする。

②　都道府県及び市町村において、セルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実強化等を図ることにより、令和１１年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする。

７　障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

国基本指針

○次期目標設定に向けた検討

①　障害福祉分野において、人材確保やケアの充実のための生産性向上は喫緊の課題。

②「新しい資本主義実行計画2025」及び「省力化投資促進プラン―障害福祉―」では、「都道府県ワンストップ窓口設置数」を令和８年度には10以上、令和11年度には全都道府県に設置することを目指している。

※専門人材の養成に向けた研修実施に関する目標については、障がい福祉人材の確保に関わる目標であり、「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」の項目から、当該項目に移行。

成果目標

①　人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置

②　生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置

③　都道府県における相談支援専門員研修等の実施

８　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国基本指針

○第7期目標

① 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数

② 都道府県による相談支援専門研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）修了者数都道府県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数

③ 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

④ 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

○現状

実績値は伸びてきているものの、令和５年度の実績では①の研修への参加は市町村の74.9%、③の審査結果の共有は都道府県の74.4%、④の指導監査結果の共有は都道府県の85.1%にそれぞれとどまっている。

８　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国基本指針

○次期目標設定に向けた検討
　利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取組みとして、第７期計画の指針において設定された①、③、④の項目については、都道府県による更なる取組を促していくことが必要であり、引き続き既存の成果目標及び活動指標を設定する。（②については成果目標７へ移行）

成果目標

①　各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

②　各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度１回）を100%とする

９　発達障がい者等に対する支援

国基本指針

○次期目標設定に向けた検討
発達障害者等が身近で支援を受けられるよう、都道府県等は支援センターの増設や地域支援マネジャーの配置を進め、困難事例に対応する相談体制を充実させるべきである。また、早期発見・早期支援のため、家族向けプログラムの実施と担い手の育成、専門医療機関の確保による診断待機の解消が求められる。さらに、地域の課題共有や支援体制を協議・検証する「発達障害者支援地域協議会」の設置・活用も重要である。

*発達障害者等：発達障害者及び発達障害児

活動指標

項　目	数　値
発達障害者支援地域協議会の開催回数	● 回
発達障害者支援センターによる相談支援件数	● 件
発達障害者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	● 件
発達障害者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	● 件
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	● 人
ペアレントメンターの人数	● 人
ピアサポートの活動への参加人数	● 人

１０　高次脳機能障害者に対する支援

国基本指針

○　次期目標設定に向けた検討

高次脳機能障害者が身近で支援を受けられるよう、都道府県等は支援センターの設置やコーディネーターの配置を進め、専門的な診断・リハビリを担う医療機関を確保すべきである。また、地域の課題共有やニーズ把握のため「高次脳機能障害者支援地域協議会」の設置・活用が重要である。さらに、外見から分かりにくい障害特性を踏まえ、当事者や家族へのピアサポートを促進し、医療から社会参加まで連携した切れ目のない支援が求められる。

活動指標

項　目	数　値
高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数	● 個所
高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数	● 回
高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数	● 人
高次脳機能障害者支援センターにおける相談支援	● 件
高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発	● 回

3 必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

国基本指針 下記内容を考慮して見込み量を設定

＜訪問系サービス＞ それぞれのサービスごとに見込み量を設定

区分	サービスの種類	見込み量	見込み量の設定に当たり勘案すべき事項				
			現に利用している者の数	障害者等のニーズ	平均的な一人当たり利用量	施設入所者の地域生活への移行者数（成果目標）	福祉施設利用者の一般就労への移行者数（成果目標）
訪問系	居宅介護	利用者数 利用日数	○	○	○	○	
	重度訪問介護	利用者数 利用日数	○	○	○	○	
	同行援護	利用者数 利用日数	○	○	○		
	行動援護	利用者数 利用日数	○	○	○	○	
	重度障害者等包括支援	利用者数 利用日数	○	○	○	○	

3 必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

国基本指針　下記内容を考慮して見込み量を設定

＜日中活動系サービス＞

区分	サービスの種類	見込み量	見込み量の設定に当たり勘案すべき事項				
			現に利用している者の数	障害者等のニーズ	平均的な一人当たり利用量	施設入所者の地域生活への移行者数（成果目標）	福祉施設利用者の一般就労への移行者数（成果目標）
日中活動系	生活介護	利用者数 利用日数	○	○	○	○	
	自立訓練（機能訓練）	利用者数 利用日数	○	○	○	○	
	自立訓練（生活訓練）	利用者数 利用日数	○	○	○	○	
	就労選択支援	利用者数		○※１			
	就労移行支援	利用者数 利用日数	○	○※２	○	○	○
	就労継続支援（A型）※3	利用者数 利用日数	○	○	○	○	
	就労継続支援（B型）	利用者数 利用日数	○	○	○	○	
	就労定着支援	利用者数	○	○			○
	療養介護	利用者数	○	○			
	短期入所（福祉型・医療型）	利用者数 利用日数	○	○	○	○	

※1：特別支援学校卒業者数、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を新たに利用する者及び現に利用している者の数等を含む
※2：特別支援学校卒業者等、休職者で復職を希望する者、新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数を含む
※3：地域の雇用情勢等も勘案して必要なサービス量を見込む

3 必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

国基本指針 下記内容を考慮して見込み量を設定

＜居住系サービス・相談支援＞

区分	サービスの種類	見込み量	見込み量の設定に当たり勘案すべき事項				
			現に利用している者の数	障害者等のニーズ	平均的な一人当たり利用量	施設入所者の地域生活への移行者数（成果目標）	福祉施設利用者の一般就労への移行者数（成果目標）
居住・施設系	自立生活援助	利用者数	○	○※３		○	
	共同生活援助	利用者数	○	○※６		○	
	施設入所支援	利用者数	○	○※４		△※５	
相談支援	計画相談支援	利用者数	○	○			
	地域移行支援	利用者数	○	○		○	
	地域定着支援	利用者数	○	○※３		○	

※3：単身である障害者の数・居住している家族による支援を受けられない障害者の数を見込む
※4：グループホーム等での対応が困難な者といった真に必要と判断される数を見込む
※5：地域生活への移行者数を控除して見込む
※6：全体の見込み量とは別に、重度障害者のニーズを別途見込む

3 必要な量の見込み及び見込量の確保のための方策

国基本指針　下記内容を考慮して見込み量を設定

＜障害児支援＞

サービスの種類	見込み量	現に利用している障害児の数	障害児等のニーズ	重症心身障害児等のニーズ	医療的ケアを必要とする障害児等のニーズ	平均的な一人当たり利用日数	地域における児童数の推移	保育所や認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ等での障害児の受入状況	入所施設から退所後に利用が見込まれる障害児の数
児童発達支援	利用児童数 利用日数	○	○	○	○	○	○	○	○
放課後等デイサービス	利用児童数 利用日数	○	○	○	○	○	○	○	○
保育所等訪問支援	利用児童数 利用日数	○	○	○	○	○	○	○	
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数 利用日数	○	○	○	○	○	○		
障害児相談支援	利用児童数	○	○	○	○		○		
福祉型障害児入所施設	利用児童数	○	○	○	○		○		
医療型障害児入所施設	利用児童数	○	○	○	○		○		
事　項									
都道府県における医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数									
市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数									

・「重症心身障害児等のニーズを勘案して見込み量を設定」
・都道府県と市町村のそれぞれで、医療的ケア児等を支援するコーディネーターの配置人数を設定

4 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の従事者の確保及び資質の向上並びにサービスの質の向上

国基本指針

【人材の育成・確保】
・サビ管、初任者等の必須研修に加え、特性別（行動障害、精神、医療的ケア等）の専門研修を計画的に実施・管理する。
・市町村職員の育成　適切な支給決定等のため、市町村職員へ相談支援研修の受講を促す。
・新規人材の確保　教育部局（学校訪問）や福祉人材センターと連携し、若年層等の人材を確保する。

【サービスの質の確保・向上】
・適正運営と評価推進　事業者にガイドライン遵守や地域連携推進会議の開催を求め、第三者評価の受審を推進する。
・情報の公表・収集　「情報公表制度」の報告を指定更新時に確実に確認し、「経営情報公表制度」を適切に運用する。
・指導監査の適正化　国の指針に基づく運営指導・監査を適正に実施し、担当する自治体職員を育成する。

5 地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業の実施

国基本指針

1　事業の実施に関する考え方

2　実施する県地域生活支援事業の内容

3　実施する地域生活支援促進事業の内容

4　各事業の見込量の確保のための方策

5　地域生活支援事業の見込み量

6　地域生活支援促進事業の見込み量

6 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

国基本指針

【虐待防止・権利擁護】
・事業者指導　虐待防止体制（委員会設置・研修・担当者配置）の義務化徹底。
・自治体対応　センターを中心とした関係機関連携。初動・認定は管理職参画のもと組織的に実施。
・早期発見・保護　サビ管等の訪問時確認。市町村での一時保護居室確保と広域調整。
・法改正対応・後見　精神科病院の通報受理体制整備。成年後見制度の利用促進と人材育成。
【意思決定支援】
・指導監査　サービス担当者会議等への本人同席や、意思決定支援の実施状況を確認。
・機関連携　ライフステージ（結婚・出産等）に応じた福祉・保健・児童等関係部局の連携。
【社会参加（文化・スポーツ）】
・環境整備　教育・スポーツ部局等と連携した活動機会の創出。
【情報取得・意思疎通】
・体制構築　障害特性に応じた支援者の育成と広域派遣体制の整備。
・ICT活用　遠隔地・緊急時対応も含めたICT機器の利活用推進。
【差別の解消】
・合理的配慮　国の事業者向けガイドラインに基づく柔軟な対応の指導と、地域への啓発。
【安全確保（防災）と職場環境】
・防災連携　防災部局等と連携し、施設の耐災害化、要支援者名簿作成、福祉避難所の指定を推進。
・環境改善　本人の意思尊重（意に反する異性介助の防止等）と職員の処遇・職場環境の改善。